非居住者円預金

2007 年 3 月 6 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	○ 非居住者円預金(取り扱いは、普通預金のみ)
2. 販 売 対 象	○ 非居住者(個人)(非居住者の判定は下表の居住性の判定基準により行います。)
3. 預 入 金 額	○ 1 円以上
4. 預 入 単 位	○ 1 円単位
5. お取り扱い通貨	○ 円
6. 預 入 方 法	○ 随時預け入れできます。
7. 預 入 期 間	○ 特に期間の定めはありません。
8. 払 戻 方 法	○ 随時払戻しできます。
9. 適 用 利 率	○ 毎日の店頭表示の利率を適用します。
10利 息 計 算 方 法	○ 1 年を 365 日とする日割計算 ○ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します。
11利 払 方 法	○ 年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。
12税 金	○ 利息は利子所得として 15.315%(国税)の源泉分離課税となります。
13. 金利情報の入手方法	○金利は店頭またはHPをご照会ください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはお客様センター(9 時～17 時、電話:0120-223-171)までお申し出ください。 ○紛争解決措置:岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。岡山弁護士会の利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様センターまで申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)の利用を希望されるお客様は、当金庫お客様センターまたは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話 03-3517-5825)までお申し出ください。お客様から上記東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	○ キャッシュカードは、発行いたしません。 ○ 本預金は以下のお取り扱いはできません。 ・お取引店以外の当金庫本支店でのお取引 ・「カードローン」、「総合口座」、「公金・公共料金納付等の口座振替」、「自動送金サービス」、「みずしんインターネットバンキング」、「ホームバンキング」 ○預金保険制度の付保対象預金です。 ○ 預金の譲渡・質入れはできません。 ※その他のお取引につきまして、詳しくは店頭にお問い合わせください。

※居住性の判定基準

自然人	本邦人	居住者	① 本邦人は原則として居住者 ② 法人の在外交館に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者
		非居住者	① 2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在する者 ② 外国にある事務所(本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。)に勤務する者 ③ ①②に掲げる者のほか、本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者 ④ 前各号に掲げる者で事務連絡、休暇等のため、一時帰国し、その滞在期間が1年未満の者
	外国人	非居住者	① 外国人は原則として非居住者 ② 外国政府または国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 但し、外国において任命または雇用された者に限る ④ アメリカ合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等 ⑤ 国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等及び軍事郵便局等
		居住者	① 本邦内にある事務所に勤務する者 ② 本邦に入国後1年以上経過するに至った者